

「石狩湾新港管理組合給与システム構築及びサービス提  
供業務」

要求仕様書

令和3年11月

石狩湾新港管理組合

## 目次

1	業務名 .....	1
2	目的 .....	1
3	委託業務内容.....	1
	(1) システムの構築業務 .....	1
	(2) サービス提供業務 .....	1
4	基本方針.....	1
5	全体仕様.....	1
	(1) 業務期間.....	1
	(2) スケジュール .....	2
	(3) 成果物 .....	2
	(4) 制度改正の対応.....	2
	(5) バージョンアップ等 .....	3
	(6) 契約不適合責任.....	3
	(7) 秘密保持.....	3
	(8) 再委託 .....	3
	(9) その他留意事項.....	3
6	システム要件.....	3
	(1) 基本要件.....	3
	(2) システムの構成.....	3
	(3) ソフトウェア要件 .....	4
	(4) クライアント要件.....	5
	(5) ネットワーク要件.....	5
7	セキュリティ要件 .....	5
	(1) 基本要件.....	5
	(2) アクセス管理 .....	6
	(3) 運用監視.....	6
8	保守・維持管理.....	6
	(1) サービス利用要件 .....	6
	(2) 保守管理要件 .....	6
	(3) 障害対応.....	6
	(4) サポート要件 .....	7
	(5) 各種マニュアルの整備.....	7
	(6) プロジェクト体制 .....	7
9	次期システム更新に伴う業務引継に関する事項.....	7

## 1 業務名

石狩湾新港管理組合給与システム構築及びサービス提供業務

## 2 目的

本組合は、システムを導入しておらず、表計算ソフトと手書きの伝票を使用して事務処理を行っている。事務処理の効率化、計算の正確性、人事異動時には短期的に円滑な業務の引き継ぎを図るため、「石狩湾新港管理組合給与システム」（以下、「本システム」という。）の導入及びサービスを利用することを目的とする。

## 3 委託業務内容

### (1) システムの構築業務

①自治体向けとして提供されているパッケージシステムを各種ハードウェア及びミドルウェアを含めて構築すること。

ア．人事給与（人事管理、給与管理（例月、期末勤勉、改定差額等）、児童手当、年末調整、予算管理、実態調査、社会保険管理、給与明細照会等）

イ．会計年度任用職員（任用管理、給与管理（例月、報酬、期末、改定差額）、年末調整、社会保険管理）

ウ．議会議員、監査委員、審査会員等各委員（給与管理（報酬）、年末調整）

### ②データセットアップ

ア．システム稼働に必要なデータ（職員情報や手当情報等）のセットアップをスムーズに実施すること。

### ③操作研修

ア．スムーズなシステム稼働を推進するため、操作研修を実施すること。

### (2) サービス提供業務

#### ①保守・維持管理業務

ア．障害対応やソフトウェア・アプリケーションの保守を実施すること。

## 4 基本方針

(1) 北海道内又は全国に実績を持ち、確実なシステム稼働とその後の運用を担保し、正確で安全性に優れたシステムであること。

(2) 利用団体によって業務に差異が想定される内容についても、パラメータによる制御等により、原則的にカスタマイズによる追加費用を発生することなく運用することができる全国標準的なパッケージシステムであること。

(3) サーバ等の設置場所を組合内に整備することが難しいため、クラウド型（プライベート、パブリックは問わない）のシステムであること。

(4) パッケージソフトウェアにおいて、社会保障・税番号制度に対応していること。

## 5 全体仕様

### (1) 業務期間

①給与システム構築業務

契約締結日から令和4年3月31日（詳細は別途協議の上決定する）

②既存 Excel 管理との平行運用期間

令和4年4月から令和4年12月まで

（令和4年1月から3月分についても遡及で入力できること）

③給与システム使用・保守維持管理業務

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年）

(2) スケジュール

稼働までのスケジュールを作成する際の留意事項は次のとおりとし、業務の特性や繁忙期、職員の負担等を考慮したうえで、最も効率的で確実なスケジュールであること。

①留意事項

ア. 契約締結後、研修までのスケジュール案を明記すること。

イ. 工程及び作業名ごとに、本組合との役割分担を明確にすること。

ウ. 各工程の名称・期間・目的・管理事項・定例報告及びレビューの予定も明記すること。

エ. ソフトウェア導入時期、テスト期間、業務走行テスト期間、研修テスト、ユーザ教育等について、その時期を明記すること。

オ. 納品物の納入時期を明記すること。

(3) 成果物

本業務に関わる成果物は以下とし、CD-ROM等の電子媒体（MS-WordまたはMS-Excelで作成）と紙媒体で納品すること。

No.	項目名	媒体（部数）
1	システム設計書・機能仕様書	紙(1)、電子(1)
2	テスト計画書・結果報告書	紙(1)、電子(1)
3	議事録（打ち合わせ・協議確認書）	紙(1)
4	研修テキスト	紙(1)、電子(1)
5	各種マニュアル	紙(1)、電子(1)
6	その他必要書類	別途協議

(4) 制度改正の対応

本業務の契約期間中において、法改正、制度改正が行われる場合、受託者提供のパッケージシステムのバージョンアップやカスタマイズなど機能追加により対応すること。その費用について契約金額に含まれるものとする。

このカスタマイズ等により、ソフトウェアの保守業務に影響を及ぼすおそれがある場合、その影響を事前に本組合に通知し、承認を得た上でカスタマイズ等を実施すること。

なお、制度改正の対応を行う際は、事前に必ずテスト環境で問題がないことを確認し

た後に、本番環境に導入適用すること。

(5) バージョンアップ等

本業務の契約期間中における機能改善等によるバージョンアップは、必要に応じて行うこと。その費用に関しては、全て契約金額に含まれるものとする。

また、本業務の契約終了後における機能改善や基本ソフトなどが公開される場合などのバージョンアップについては、内容等を本組合と協議のうえ、柔軟に対応すること。

(6) 契約不適合責任

本システムの不具合が本稼働後に発見された場合には、受託者は無償で是正措置を行うこと。なお、契約不適合責任期間は、システムの引き渡しを受けたときから1年間とする。

(7) 秘密保持

受託者は、本業務において知り得た全ての情報を本業務の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

(8) 再委託

業務の一部を第三者に委任、又は請け負わせようとするときは、その内容について、本組合にあらかじめ通知し承諾を得ること。

詳細は、委託契約締結時に取り交わす契約約款にて規定する。

(9) その他留意事項

本仕様書に定めていない事項、又は業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、本組合と受託者の協議によりその解決を図るものとする。

6 システム要件

(1) 基本要件

- ① 原則、パッケージが搭載する標準機能を前提とし、標準機能で実現が難しく大幅なシステム改修やカスタマイズが必要となる場合は本組合と協議のうえ決定すること。
- ② システムの機能については、別添「給与システム機能一覧」を参照すること。
- ③ 定期的なバージョンアップ（新機能追加・機能修正）を実施し、常に最新のシステムを利用できる状態とすること。また、その経費は本業務の契約金額に含むものとする。
- ④ 構築するシステムには、操作・運用を含め十分な支援体制が取られていること。
- ⑤ 財務会計システム等、他システムとの連携が可能であること。

(2) システムの構成

### ①共通

- ア. 既存のクライアントパソコンのスペックに対応できるシステムであること。  
なお、スペックについては「6(4)クライアント要件」を参照すること。
- イ. 自動バックアップ機能を有すること。
- ウ. クライアントパソコンの OS バージョンアップ等に対応できること。
- エ. パソコンの入れ替え時に、再セットアップが容易にできること。

### ②プライベートクラウドの場合

データセンターは受託者で用意することとし、次の要件を満たすこと。なお、サーバ等の機器は本組合の資産とはせず、データセンター内に設置し、専用回線 (IP-VPN 等) 等セキュリティが確保されている回線により本組合にサービスを提供すること。

- ア. データセンターの設置場所は日本国内とし、日本国内法の適用を受けること。
- イ. 自動バックアップ機能を有すること。
- ウ. 停電時に安全に自動シャットダウンできること。
- エ. クライアントパソコンの OS のバージョンアップ等に対応できること。
- オ. データセンターにシステム開発・保守受託者の要員が 1 時間以内に到着可能なこと。
- カ. データセンターは災害対策 (大規模地震対策、災害時の電源確保、火災、落雷、風水害対策等) を講じ、自然災害に対応できる耐震・耐火構造等を有した設備とすること。
- キ. 耐震 (免震) 構造であり、震度 6 強に対しても倒壊・崩壊しないこと。
- ク. 火災報知システム、消火設備を有し、建築基準・消防法準拠での点検スケジュールを実施すること。
- ケ. 商用電源停止時、電源供給可能なバックアップ電源を提供すること。
- コ. 設置されている機器等による発熱を抑えるのに十分な容量の空調を提供すること。
- サ. 情報セキュリティマネジメントシステム適合評価制度 (ISO・IEC27001) またはプライバシーマークの認証を取得していること。
- シ. 制限区画を定め、入退室管理設備による管理と監視カメラシステムによる監視記録が一定期間保存されていること。
- ス. 要請により立ち入り検査を受け入れること。

### ③パブリッククラウドの場合

「②プライベートクラウドの場合」と同等の環境を備えたサービスがあること。

## (3) ソフトウェア要件

システムを稼働させるためにデータベース他各種ソフトウェアについては、信頼性、安定性、保守容易性、効率性等を考慮したデファクトスタンダードな製品を選択し、本システムが継続的に利用できるよう受託者の責任においてバージョンアップを行うこと。

#### (4) クライアント要件

クライアントパソコン及びプリンタは、既存の機器を使用するものとする。それぞれのスペックについては以下のとおりであるので、配慮すること、

##### ① クライアントパソコン

利用台数：1台（総務G）

項目	スペック等
OS	Windows10（なお、当該OSのサポート終了までにWindows11に更新する予定）
CPU	第7世代インテル® Core™ i3相当
メモリ	4GB程度
ハードディスク	256GB以上
ブラウザ	Edge
主な搭載ソフト	Microsoft office Standard 2019

##### ② プリンタ

メーカー	機種
RICOH	SP6310、SP6010、MPC6004SP

#### (5) ネットワーク要件

個人情報を取り扱うため、本組合の既存のネットワーク（インターネット回線）または専用回線（IP-VPN等）を用いてセキュリティを確保してネットワークを構築すること。

### 7 セキュリティ要件

#### (1) 基本要件

##### ① プライベートクラウドの場合

- ア. 必要に応じてアクセス制御、操作ログの取得等、データが第三者から閲覧されないような対策を講じること。特にクライアントパソコンからサーバ、および、システムへのアクセスログ（ユーザID, 端末情報等）の記録が可能なこと。
- イ. ハードディスク障害からデータの保護が可能であること。
- ウ. 障害が発生した場合に、迅速なデータ復旧を可能とするため、データバックアップ時のデータベースの復元を可能とすること。また、バックアップ作業はメディア交換等を要しない自動運用を前提とし、スケジューリング機能を有すること。
- エ. 受託者は、実施体制の中に情報セキュリティ責任者を設置し、業務実施メンバーの入退室や取り扱うドキュメント等の管理を徹底し、情報漏洩防止対策を万全に行うこと。また緊急時の対処方法についても、あらかじめ策定しておくこと。
- オ. サーバにはウイルス対策ソフトが導入されていること。

##### ② パブリッククラウドの場合

「①プライベートクラウドの場合」と同等の環境を備えたサービスがあること。

(2) アクセス管理

① 認証方法

ア. 使用ユーザごとにアクセス制限を設定できるシステムであること。

イ. システム起動時のログイン画面においては、ユーザ ID・パスワードの入力により起動が可能とすること。

② アクセス・コントロール

ア. システム管理者のみが、各種制限やシステム運用に関する全ての権限を有するものとする。

イ. システム使用者（給与担当職員）は、給与システム処理機能を使用したデータ作成、変更、更新、削除、帳票出力を行う権限を有すること。

③ 権限の設定

ア. システム管理者権限をもったユーザのみが、アクセス制限の設定及びその変更を可能とする権限を有すること。

(3) 運用監視

① サーバ（プライベートクラウドの場合）及びデータベースの監査、不正アクセスの監査、システム稼働状況や障害発生状況を監視・監査できること。

② ユーザが行った処理や保守作業をアクセスログとして記録し、ログの抽出・参照ができること。

8 保守・維持管理

(1) サービス利用要件

① システムの利用時間は平日 8:00 から 21:00 までを基本とし、この間のサービス提供を保証すること。

② 上記以外の時間帯（時間外や土日祝日）においても、事前の利用申請により、データバックアップやシステムメンテナンスを考慮した上で柔軟に対応できること。

(2) 保守管理要件

① システムの法改正・制度改正の対応は、規模の大小や回数にかかわらず追加費用が無く必ず実施すること。但し、大幅なシステム改修が必要とされる法改正・制度改正の対応については本組合と協議の上決定する。

② 機器の移設や本組合の業務内容の変更により、クライアント及びシステム環境等に設定変更が生じた場合は、本組合の指示に従い、適切に対応すること。

③ クライアントパソコンの入れ替えに伴い、本システムの再セットアップが必要になる場合は、本組合の指示に従い、適切に対応すること。

(3) 障害対応



ハードウェア・ソフトウェア問わず、障害発生時には速やかに対応し、迅速に復旧させること。また、復旧後は障害の原因について報告を行い、対策を協議すること。

(4) サポート要件

- ① 本組合からの各種問い合わせやシステム障害発生時の対応等について、本組合に対してシステムの一元的な保守サポート等ができるように問い合わせ窓口（コールセンター等）を設置していること・
- ② 電話での問い合わせ時間は本組合開庁時間内（平日 8:45～17:30）を原則とする。FAX や電子メールでの問い合わせ受付は 24 時間 365 日受付可能とすること。

(5) 各種マニュアルの整備

受託者は、本システムの円滑な運用を目的として、本組合と協議のうえ次のマニュアルを作成しなければならない。

また、マニュアルについては、常に最新状態を保持することとし、本組合及び受託者内部で人事異動が発生した場合であっても、短期的に円滑な業務の引き継ぎを行える内容のものであること。

- ① 運用マニュアル
- ② 操作マニュアル（管理者用・一般職員用）
- ③ 障害復旧マニュアル

(6) プロジェクト体制

業務の進捗管理、課題整理及び業務内容の意思統一を図るため、業務遂行上やむを得ない場合を除き、業務委託期間中に必要に応じて定例プロジェクト推進会議を開催する。

会議には石狩湾新港管理組合及び受託業者が参加することとし、必要に応じて関係担当者を出席させることとする。

また、必要に応じて臨時のプロジェクト推進会議を開催することがあるので、これらに対応できる体制とすること。

プロジェクト推進会議の議事録については、受託業者が作成することとする。

9 次期システム更新に伴う業務引継に関する事項

本組合が次期システムへ更新を図る際には、移行するファイルのレイアウトやコード定義などの情報を示すこと。